

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和8年4月3日

蕪崎市監査委員 中嶋 尚夫

蕪崎市監査委員 清水 康雄

1 監査実施年月日

令和8年3月25日

2 監査対象

蕪崎市土地開発公社、蕪崎市地区長連合会、蕪崎市消防団、蕪崎市女性消防協力隊、蕪崎市女性団体連絡協議会、蕪崎市国際交流実行委員会、蕪崎市民生委員児童委員協議会、蕪崎市心身障害児（者）父母の会、蕪崎市鳥獣害防止連絡協議会、蕪崎市地域農業再生協議会、蕪崎産ワインプロモーション実行委員会、武田の里まつり実行委員会、蕪崎駅観光案内所運営協議会、蕪崎市スポーツ協会、蕪崎市スポーツコミッション、蕪崎市スポーツ少年団本部、武田の里ウォーク実行委員会

3 監査対象期間

令和7年度（令和8年3月現在）

4 監査の結果

財政援助団体等の事務はいずれも適正かつ効率的に執行されていた。

また、所管課等の事務はいずれも適正に執行され、財政援助団体等への指導も適切に行われていた。

5 指摘事項

なし